

社会福祉法人田上町社会福祉協議会賛助会員ホームページへのリンク設定要綱

(目的)

第1条 この要綱は、社会福祉法人田上町社会福祉協議会(以下「社協」という。)のホームページを広告媒体として、社協に加入している賛助会員のホームページへのリンク設定を無料で行うことを目的とする。

(リンク設定の申し込み)

第2条 リンク設定を希望する賛助会員は、社協が定める「ホームページのリンク設定申込書」により申し込むものとする。

(リンクの設定基準)

第3条 申込みする賛助会員(以下「申込者」という。)は、次の注意事項を遵守し、同意事項を確約するものとする。

【注意事項】

1. リンク先の設定期間は、賛助会員に加入期間中とし、賛助会員を退会した場合は終了します。
2. 設定するリンク先は、次の各号のいずれにも該当しないものとします。
 - (1)人権侵害、差別、名誉毀損のおそれのあるもの
 - (2)法令等に違反し、又は違反するおそれのあるもの
 - (3)政治活動、意見広告、公序良俗に反するおそれのあるもの
 - (4)景品表示法で定める誇大表示、不当表示その他表現方法が不適切なもの
 - (5)その他掲載する広告として適切でないと社協会長が認めるもの
3. リンク先の内容に関する紛争については、申込者がその責任において解決するものとし、社協はいかなる責任も負いません。
4. リンクの設定等が社協の運営上支障があると判断したとき、又は広告の内容が第2項に掲げるものに該当することが判明したときは、リンク先の設定を削除することができます。
5. 第4項の規定によるリンク先の削除、又は事故、天変事変等の不可抗力その他社協の責めによらない原因により申込者が受けた損害について、社協はその賠償の責めを負いません。

【同意事項】

6. 私は、現在、暴力団員・暴力団準構成員・総会屋等の反社会的勢力に該当致しません。
7. 私は、自ら又は第三者を利用して、暴力的な要求行為、法的な責任を超えた不当な要求行為、取引に関して脅迫的な言動をし又は暴力を用いる行為、風説を流布し偽計を用い又は威力を用いて貴法人の信用を毀損し又は貴法人の業務を妨害する行為等を行わない。

(リンク設定の決定)

第4条 社協会長は、リンク設定の申し込みを受けたときは、速やかに内容の審査を行い、
1か月以内に設定する。

(設定の取下げまたは変更)

第5条 申込者は、自己の都合によりリンク設定を取り下げまたは変更することができる。
取下げまたは変更を希望する場合は再度申込書により申し出るものとする。ただし、取下
げまたは変更には1か月の時間をする場合がある。

(その他)

第6条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附 則

この要綱は、令和元年11月22日から施行する。